# 鹿行広域事務組合火災予防条例を改正しました

平成25年8月に発生した福知山市花火大会火災を踏まえ、火気器具の取扱いに関する規制のほか、屋外における催しの防火管理体制の構築を図るため、大規模な催しを主催する方に対して、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務の計画の作成等を義務付けることを内容とした火災予防条例の改正を行いました。

なお、改正した火災予防条例の内容は、次のとおりですので、住民の皆さんが安心して催し を楽しんでいただくために、この内容をご確認いただきますようお願いします。

# 火災予防条例の改正内容(平成26年12月1日施行)

### 1消火器の準備 (条例第18条~第22条)

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他多数の方が集まる催しで、※対象火気器具等を使用する場合にあっては、消火器の準備を義務付けました。

この消火器の準備が義務付けられる催しには、参加者の範囲が個人的なつながりにとどまるものや参加者同士に面識があるもの(近親者によるバーベキュー、幼稚園で父母が主催する餅つき大会など)は除かれますが、運動会やPTAの学校行事、自治会等が行う祭りなど部外者等の入場が見込まれるものは、その対象となります。



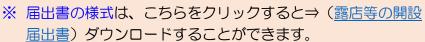
※ 対象火気器具等とは、コンロ、グリドル、ストーブ、発電機等が該当します。

#### 2 露店等の開設の届け出 (条例第45条)

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他多数の方が集まる催しで、対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合にあっては、※露店等の開設を消防署長へ届け出ることを義務付けました。

この届出は、消火器の準備が義務となる催しにおいて、露店等 を開設する場合が対象となります。

また、催しを主催する方、露店等の開設を統括する方などがとりまとめて届け出る場合は、露店等の開設届出書に露店等や消火器の配置図を添付して、催しを開催する日の3日前までに届け出ることになります。





### 3 大規模な屋外の催しにおける防火管理 (条例第42条の2・第42条の3)

祭礼、縁日、花火大会、その他多数の方が集まる屋外での催しのうち、大規模なものとして※1 消防長が別に定める要件に該当するもので、火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるもの(これを指定催しといいます。以下同じ。)を主催する方に※2<u>防火担当者</u>を定め、※3火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、この計画に基づく火災予防上必要な業務を行わせることを義務付けました。

また、指定催しを主催する方は、この指定催しを開催する日の14日前までに、この計画を消防 署長へ提出することを義務付けました。

## ※1 消防長が別に定める要件(告示)

次の要件のいずれにも該当する催しとなります。

- 主催者が出店を認める露店等の数が100店舗を超える規模の催しとして計画されている催しであること。
- 大規模な屋外催しが開催可能な公園、河川敷、道路その他の場所を会場として開催する催しであること。

### ※2 防火担当者

防火担当者の資格について特段の定めはありませんが、火災予防上必要な業務に関し必要な指示を行うことができる立場の方を選任してください。また、指定催しを主催する団体の代表者が自ら防火担当者になることもできます。

火災予防上必要な業務は、次に掲げるもので、これらを火災予防上必要な業務に関する計画に定める必要があります。

- 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
- 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。
- 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。
- ○対象火気器具等に対する消火準備に関すること。
- 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- その他火災予防上必要な業務に関すること。

#### 指定催しの指定方法

指定催しとして指定するときは、あらかじめ、その催しを主催する方の意見を聴いたうえで、指 定催しを主催する方に文書で通知し、公示します。

なお、鹿行広域事務組合のホームページにも指定催しを指定した旨を掲載する予定です。

※3 提出書の様式は、こちらをクリックすると⇒(火災予防上必要な業務に関する計画提出書) ダウンロードすることができます。

### 4 罰則の追加等 (条例第49条・第50条)

指定催しにおいて、火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった場合に罰則(30万円以下の罰金)を設けました。

# ☆注 意 事 項 ☆

# 消火器の準備及び露店等の開設届出は、指定催しの指定の有無又は出店する 露店等の数には、関係ありません!

消火器の準備及び露店等の開設の届出は、指定催しの指定の有無に関係なく、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他多数の方が集まる催しで、対象火気器具等を使用する場合又は対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合には、すべて義務となります。

また、これらの義務は、出店する露店等の数に関係なく、1店舗でも義務となりますので、ご注意をお願いします。

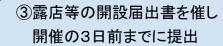
### 露店等の現地指導にご理解とご協力をお願いします!

消防署では、福知山市花火大会の様な火災等を発生させないため、露店等の現地指導を実施していますが、今後も条例に基づき、催しの現地指導を継続していきますので、ご理解とご協力をお願いします。

### 催しにおける露店等を開設する場合



露店関係者



### 消防署長



④現地確認·防火指導



- ① 露店等の開設届出書の作成(配置図添付)
- ②消火器の準備

## 指定催しを開催する場合





- ①大規模な催しの主催者と協議
- ②指定催しとして指定

### 催しの主催者

⑤作成した計画届出書を 指定催しの14日前までに提出



⑥現地確認·防火指導

#### 消防署長



- ③防火担当者の選任
- ④火災予防上必要な業務に関する計画届出 書の作成指示(作成者:防火担当者)

### 問い合せ先

**鹿行広域消防本部予防課 0291-34-7119** 

鉾田消防署 0291-34-0119

旭出張所 0291-34-4119

大洋出張所 0291-34-5119

潮来消防署 0299-63-0119

行方消防署 0291-35-0119

麻生出張所 0299-80-6119

玉造出張所 0299-36-2799